

「話手／聞手」関係からみた感情形容詞文

加藤 淳 (日本語学)

要 旨

本稿では感情形容詞文の「人称制限」という現象を、言語形式における感情主体と話手、話手と聞手という関係から構造的に示し、発話場面における条件を加えて分析する。現象面から観察すると、例えば「悲しい。」のように、主体が言語形式で明示されない感情形容詞一語文は〔話手=主体〕に限られ、「聞手の存在」を前提とはしていない。ゆえに、現実には聞手が存在していても話手が感情を表出するのみである。一方、主体が明示される場合は「聞手の存在」を前提としており、発話場面に存在する聞手に発話が向く。この場合に〔話手≠主体〕である「太郎」を主体とした言い切りの「太郎は悲しい。」は非文となる。人称が「制限」されるのではなく、発話場面において言語形式にあらわれる話手と感情の主体の関係が条件付けられているのである。

本稿は感情形容詞文の「人称制限」を契機とし、形式と意味の関係を言語形式の意味機能と発話場面の構造から体系的に定義づけて説明するための端緒と位置づけられる。

1. はじめに

日本語において、「嬉しい」「怖い」といった感情形容詞や「～たい」「欲しい」など願望を表す形容詞型述語形式の主体には、人称の制限があると指摘されてきた。次の(1)の例は断定の平叙文で、一般的な文脈において一人称以外が感情の主体では不自然だと説明してきたものである。

(1) {私／*君／*太郎} は {うれしい／蛇が怖い／水が欲しい／本が読みたい}¹。

いわゆる「人称制限」については、日本語教育を出発点にした対照言語学的なアプローチも含め、多様な観点から多くの研究がなされている²。

本稿ではまず、語彙意味論、文法論、語用論という観点から先行研究を概観し、各論考の鍵となる概念に話手、聞手、感情の主体の関係があることを指摘する。そして、感情形容詞文の感情主体と話手の関係を整理した上で、発話場面における話手と聞手の関わり方という条件を加えた「文の構造」によって形式と意味の関係を体系的に示し、言語形式と意味機能を定義づけて説明することが可能になることを述べる。

2. 言語形式と意味機能

ある言語現象を説明するためには、言語形式のあり方とその形式が持つ意味及び機能という両面からの分析が必要である。ここではまず、感情形容詞の分析の鍵となる概念を整理する。

2.1 感情形容詞の「人称制限」—先行研究

先行の研究を概観すると、大まかに、形容詞の分類に関わる語彙意味論的考察、モダリティ・

¹ 例文の記号*は文法的誤りを含む文（非文）を示す。

² なお、「～たい」「欲しい」などの形式にも同様の現象がみられることを確認したうえで、本稿ではこの現象を総称して感情形容詞の「人称制限」と表記していく。

ムードなどからの文法論的考察、情報の帰属などの語用論的考察に分けることができる。

語彙意味論的分析において、「感情形容詞」は形容詞という品詞カテゴリーのなかでの意味的な特徴が記述され、モノの特徴を表す「属性形容詞」との比較によって分類されてきた³。荒(1989)は、状態形容詞⁴が述語になる多くの場合「状態のもち主」は話手の一人称であり、「そのもち主を表現する主語がはぶかれている」という「構造上の特徴」を伴っているとし、「その、生理的、心理的な状態なるものが、直接的には《私》の体験を通してしかとらえることができないからである(p.149)」と理由づける。一方、川端(1983)は文構造の観点から形容詞を「山が高い」のような情態形容詞文と「手紙がうれしい」のような情意形容詞文とに分け、情意形容詞文の述語は情態形容詞文にはない、「情意の主者を、常に「私」(一人称者)として意味的、関係的に潜ませている(p.131)」と指摘する。

寺村(1973)は人称表現を感情表現の「コトとムード」の関係による制限から分析し、「ムードの主体は常に話し手だが、感情表出ムードは、その下に包み込むコトの中の感じ手を表わす名詞が一人称であることを要求する(つまり、ムードの主体=感情の主体)(p.105)」ため、感じ手が二人称や三人称であっては成立しないとする。

「情報のなわ張り」という概念を用い、言語情報を「話手／聞手」の帰属という観点から説明した神尾(1990)は、人の心理状態を表す「心理文」において二人称、三人称主語が使いにくいという制約は「心理文の表わす情報が話し手のなわ張りに属するか否か(p.127)」にかかると指摘している。益岡(1997)は「私的領域」という概念から捉え、「人物の内的世界はその人物の私的領域であり、私的領域における事態の真偽を断定的に述べる権利はその人物に専属する(p.4)」という「語用論的な原則」によって説明するべきであると主張する。つまり、神尾(1990)と同じく感情形容詞が示す「情報の帰属」に焦点をあてた分析である。

これらの論考に共通しているのは、感情形容詞の意味、感情形容詞文の「コトとムード(命題とモダリティ)」の関係、感情形容詞文が伝達する情報内容の帰属といった問題を、話手(あるいは聞手)と主体という要素から捉え、感情の主体が話手に固定されることを理由に人称の制限を説明している点である。しかし、感情の主体が話手に固定されるという、どの言語においてもありうる理由では、なぜ日本語の特徴として特に感情形容詞文の「人称制限」が指摘されるのかという疑問を説明できない。また、先行論では二・三人称主語が許される場合も指摘されるが、これらはモダリティ形式の付加やテクストの違いによるものとして個別に記述・説明されている。つまり、発話場面における話手と聞手の関係を切り離した現象面の指摘にとどまり、感情形容詞の「他人の内面の感情や感覚は、その人にしか分からぬ」という意味的特徴が、感情形容詞文にあらわれる「話手(あるいは聞手)と主体の関係」という構造的特徴とどのように関わっているのかといった、意味と形式の問題についての一般化がなされていない。

2.2 発話場面の構造からみた「人称制限」

2.1 でみたように、語彙意味論、文法論、語用論、いずれの考察においても「感情の主体が話手に固定される」ことが確認され、話手と主体の関係から説明してきた。こうした先行論に共通する指摘をふまえ、ここでは、「発話場面」という構造のなかの「話手」と「感情の主

³ 形容詞の分類については、西尾(1972)、荒(1989)、樋口(2001)、八亀(2003)などの研究がある。

⁴ 荒(1989)は、「日本語文法論では《主観的な形容詞》あるいは《感情形容詞》など(p.149)とよばれているものを《状態形容詞》とする。

体」、及び「話手」と「聞手」の関係から、人称が「制限」されるという現象を捉えなおす。

2.2.1 感情形容詞文における「話手」と「感情の主体」

感情形容詞文を意味役割と統語的な型でみると、例えば「私はうれしい。」という文は [[感情の主体] ハ [感情形容詞]] と示すことができる。

(2) [[感情の主体] ハ [感情形容詞]]

従来の研究で「人称制限」の論拠とされてきたのは感情の主体と話手の関係である。そこで(2)の文構造に「話手」という要素を加えた構造を考える。

(3) [[話手] [[感情主体] ハ [感情形容詞]]]

この構造をもとに、「話手=一人称」として整理すると、「人称制限」のしくみは以下のように示すことができる。

(4) 私はうれしい。

[[話手：一人称] [[感情主体：一人称（私）] ハ [ウレシイ]]] [話手=感情主体]

(5) *君はうれしい。

[[話手：一人称] [[感情主体：二人称（君）] ハ [ウレシイ]]] [話手≠感情主体]

(6) *彼はうれしい。

[[話手：一人称] [[感情主体：三人称（彼）] ハ [ウレシイ]]] [話手≠感情主体]

(4)の「私はうれしい」では「話手=感情主体」であるが、非文とされる(5)「君はうれしい」、

(6)「彼はうれしい」は「話手≠感情主体」である。すなわち、感情形容詞述語文では基本的に主体が話手に固定されているため話手と感情主体が異なる場合には断定の平叙文は非文となる、と説明してきたのである。ただし、「話手」の要素は言語形式に明示的にあらわれているものではなく「発話場面」を加味した構造のなかの言わば概念的な「話手」である。

2.2.2 感情形容詞文における「話手」と「聞手」

「話手=感情主体」、つまり感情主体が一人称の感情形容詞文では、例(7)のように「私」などの「一人称」が明示される場合と、(8)のように人称が明示されない場合がある。

(7) 私はうれしい。

(8) うれしい。

「話手=感情主体」の文にこの二通りがあり、(8)の人称非表示のタイプが頻出する現象について、荒（1989）は「状態形容詞を述語にする文では、状態のもち主は一人称であって、それをあらわすための主語は必要でなくなる」とし、「わざわざ主語をいれるのは、状態のもち主を強調するという、文体=表現的な効果をねらっているのだろう（p.150）」と述べる。一方、東（1999）は「まあ、うれしい！」のように発話者が「感情を思わず口にした」ようなものを「感情表出文」とし、「私はうれしい。」のように感情主が言語化された、客観的に捉えた発話内容を聞手に述べる「述べ立て」ムードの文とは異なり、「聞き手に対してその発話内容を伝えるつもりはあってもなくてもよいものである（p.46）」と述べる。

ここでは、「うれしい。」を「私はうれしい。」の「私」が省略されたものとするか、「うれしい。」と「私はうれしい。」は異なるムードを持つ形式であるとするかという問題を、「発話場面」における「話手」と「聞手」の関係から説明する。「発話場面」という構造は、「話手」はもちろん「聞手」要素によっても構成されるためである。次に用例を挙げて検証する。

(9)は闘病日記⁵の用例である。日記という資料の場面的条件では、「話手⁶」は存在するが「聞手」は特定できない。ここでは、「うれしい。」「たまらなくうれしい。」「うれしいなー。」「うれしい!!」など、いずれも「感情の主体」の人称が言語形式で明示されていない⁷。

(9) 9月8日

朝たたきおこされて、アイソレーターから出してくれた。白血球が十分に、上がったとの事。うれしい。おまけに、明日の血液しだいでは、退院していいと。明日がダメでも土曜日には、帰って良いらしい。これは、たまらなくうれしい。明日で入院、10ヶ月。ふし目の日に、退院出来たら、うれしいなー。何より9月10日の翔太の1才のたんじょう日に、家族で家に居れるのが何よりうれしい!! (たからもの)

(9)'は(9)の「うれしい」に一人称「僕(は)」を加えた例である。この一人称が明示される場合の「聞手」のあり方はどうだろうか。

(9)' 白血球が十分に、上がったとの事。僕はうれしい。おまけに、明日の血液しだいでは、退院していいと。明日がダメでも土曜日には、帰って良いらしい。これは、たまらなく僕はうれしい。明日で入院、10ヶ月。ふし目の日に、退院出来たら、僕はうれしいなー。何より9月10日の翔太の1才のたんじょう日に、家族で家に居れるのが何より僕はうれしい!! (例(9)より一部割愛して引用、加筆)

(9)に比べ、一人称が明示される(9)'の例では「状態のもち主を強調」し、資料の特徴としては特定されていない「聞手」に向けて発せられているように感じられるかもしれない。この資料には1200の文があり、そのうち164例が「～たい」や感情形容詞を述語にとる。ただし、これら164例に主体を言語形式で明示した「僕はうれしい。」のような文は1例もない。このように、日記というジャンルと一人称主体を明示した形式は相性が悪い。つまり、「聞手」を特定しない日記のような「発話場面」では、通常「感情主体」が言語形式で明示されないということが裏付けられる。したがって、「うれしい。」は「私はうれしい。」の主体を単に省略したものではなく、「聞手」が存在しない「発話場面」にあらわれる文の構造であるといえる。

2.3 「聞手の存在」と「向く／向かない」

さらに、一人称の感情形容詞文の形式を「小松左京コーパス」(1391ファイル)から採取した「悲しい、さびしい、楽しい、つらい」という感情形容詞を述語にとる一人称主語の文で確認する⁸。このコーパスには、小説のほか対談・座談会などの資料も含まれている。一人称の感情形容詞述語文は30例、そのうち13例が小説、17例が対談や座談会の例である。小説の例は全て会話文で、所謂地の文はない。すなわち、すべて「対面する聞手」が存在する発話場面での例である。30例のうち一人称が明示されるのは小説の会話で「さびしいのよ。私」「私、さ

⁵ 故中島忠幸氏の白血病闘病生活を記した『家族のたからもの一夫・カンニング中島が遺した最期の日記』から、闘病日記の部分を取り出した。なお、用例中の下線及び囲み線は引用者による。

⁶ 本稿では日記や小説、シナリオなど書かれた資料における書き手や話し手など発信者は「話手」、読み手や聞き手などの受信者は「聞手」とする。その意味で、「話手」「聞手」は本稿における用語である。

⁷ 東(1999)は「感情表出文」の条件として、条件節を伴わないことや無題文であることを示している。この論考からすれば、「これは、たまらなくうれしい。」「ふし目の日に、退院出来たら、うれしいなー。」などは「感情表出文」ではないことになる。本稿では「表出」「述べ立て」といったモダリティの区別も「聞手の存在」など、言語形式と発話場面における条件を含む意味機能との組み合わせで説明する。

⁸ 用例検索には、独立行政法人国立国語研究所開発・公開の全文検索システム『ひまわり』(ver.1.3β01 + CASTEL_J)を使用した。なお、主体の人称が判断しにくいため「タ形」の例は除いた。

びしいのよ。」の2例のみである。この例も含め30例中29例が「さびしいよ。」「楽しいですね。」「寂しいね。」「悲しいな。」など、終助詞や丁寧語「です」を伴っており、言い切りの「悲しい。」は対談に1例のみである。前節で主体が明示されない感情形容詞一語文は、一人称が省略されたものではなく、聞手が存在しない発話場面にあらわれる文の構造であると説明した。逆に、聞手が存在する発話場面であっても、感情主体が明示された一人称の感情形容詞文はあらわれにくいことが、この資料から分かる。一方で、終助詞や丁寧語を伴わない感情形容詞文も対面の会話場面ではあらわれにくい。感情形容詞文の形式と意味機能に聞手の存在はどうに関わるのか。主体の明示だけでなく、終助詞や丁寧語などの言語形式に示される聞手の存在を確認し、一人称の感情形容詞文の発話場面における構造を体系的に説明する必要がある。

2.3.1 終助詞と「聞手の存在」

ここで、終助詞がその言語形式に示す「聞手の存在」という観点を援用して説明を試みる。この点に関して、加藤（2008）は終助詞「よ／ね／な／か」の意味機能を、情報伝達態度を示す意味素性と「聞手の存在」を必須とするか否かという場の条件によって対立的に示した。この分析で「よ」や「ね」は「聞手の存在」を必須とし、「か」や「な」は「聞手の存在」を必須とはしない。例えば「な」の意味機能は、「情報が聞手の管理下にない」という意味素性【一聞手】と、「な」の使用に「聞手の存在」は必須の条件ではなく場に聞手が存在しても発話は聞手に向かない」という場の条件に関わる性質とで示すことができる。見方を変えると、終助詞「な」は場の条件に「聞手の存在」を必須とはしないため、「な」を伴うと聞手要素が現実の発話場面に存在するか否かによらず「独話場面」となる。よって、「うらやましいな。」などの「な」を伴った感情形容詞文は、発話場面に聞手が存在するか否かに関わらず「聞手」に向かず、感情表出となりうるのである。このように、加藤（2008）では、終助詞の情報伝達態度にかかる性質を【士話手】または【士聞手】という意味素性で示し、場の条件として「聞手の存在」を「必須とする／必須とはしない」という指標を加えることで感情表出のあり方も終助詞の意味機能から説明可能になることを示した。

「小松左京コーパス」から採取した一人称の感情形容詞文30例のうち、終助詞が接続するものは25例で、終助詞「よ／ね／な／か」をみると、「よ」9例、「ね」8例、「か」0例で、(10)のように「な」を伴う4例は全て対談の例である⁹。

(10) 大伴：だから、未来の男性は、みんな宇宙へ出て行っちゃうかもしれない。

星：宇宙しか残ってないか。悲しいな。 (未来)

また、(11)のように終助詞を伴わず、感情主体が明示されない1例も対談の例である。

(11) 小松：昔懐しい「火星人」で何かひねってみようか。しかし、この火星人というのも最近じやせんぜん出てこなくなつたな。じつに淋しい。いま幻の火星人というんで何か出てくるだろう。ヨコジュン、どうだ？ (川柳)

発話場面に「聞手が存在」する対談のような場合でも、人称が明示されない形容詞一語文や終助詞「な」を伴う文は聞手に向かないため、感情表出となる。なお、一般に意味の観点から「属性形容詞」に分類されている形容詞でも、文脈によっては感情をあらわす場合がある。(12)と(13)はドラマの台詞の例である。

⁹ ここで、連結形「よね」の1例、「わね」の2例は「ね」を入れた。連結形の意味機能については稿を改めて述べる。なお、「悲しいわ。」のように「わ」を伴うものが4例ある。

- (12) 教室へ入ってくる——赤い靴。長い髪の美少女である。
 居作 「(思わず) かわいい」 (うちの子)
- (13) 竹田が部の活動内容を黎に親切に説明する。
 西川 「(黎を見て思わず呟いている) 可愛いなア……」 (うちの子)

「かわいい」は通常、属性形容詞に分類されるが、(12)の「かわいい」や(13)の「可愛いなア……」は、形式としては「彼女はかわいい」のように属性の主体が言語形式で示されていない。属性形容詞に分類される形容詞でも、(属性の) 主体を明示しない一語文は、発話場面に「聞手の存在」を必須とはしないという場の条件により、「聞手」に向かない。つまり話手の「感情表出」となる。言語形式と発話場面の条件から意味機能を導き出すという分析は形容詞の意味的類型を超えて広く有効である。

聞手に「向かない」場合は感情を表出し、聞手に「向く」場合はその感情を述べる。これは先行研究で「感情表出」と「述べ立て」という分類で説明されてきた様相であるが、本稿では話手のみでなく聞手との関係を明確にするため、「向く／向かない」を指標として説明する。

聞手（あるいは発話参加者）について、南（2002）は「現場／非現場」という用語を用い、「感情・感覚の直接的表現（とくに感覚）」を「現場性を持っている談話」と説明する。南は「現場」の「ある談話の形を取った伝達にかかる諸要因」を「送り手、受け手、情報源、伝達結果、時や場所のその他の状況など」としており、「聞手の存在」よりも広い範囲の言語外情報との関わりに言及している。実際にはそうでなくとも「その伝達の場に存在するものであるとする扱い」を受けているか否かを示す「現場／非現場」の観点は、「聞手の存在」が「必須／必須ではない」と同様に、ある言語形式の意味機能を説明するための指標として提示されたもので、本稿の目指す分析に必要な視点を用意している点で注目できる。

2.3.2 「聞手」に「向く」形式

ここまで、感情の主体を明示しない形容詞一語文や終助詞「な」を伴う場合は発話場面に「聞手の存在」を必須とはしないため、発話が聞手に向かず話手の感情表出となることを示した。また、主体が明示されている場合は聞手に向くことをみた。では場面の条件として「聞手」が存在する対談で、感情形容詞はどのような様相を見せるのだろうか。先に見たように、「小松左京コーパス」中の一人称の感情形容詞文30例のうち、主体を明示しない形容詞一語文や「な」を伴う場合は合わせて5例で少数派である。一方、聞手を必須とし〔+話手〕情報を伝達する「よ」が接続するものが9例、〔+聞手〕情報を伝達する「ね」が接続するものが8例で、30例中の17例を占める。さらに、丁寧語「です」の接続例が8例あることも特徴的である。これら「よ」「ね」「です」の接続例には、主体が明示されていないものの、聞手に対する呼びかけや、応答の場面に限られ、明らかに聞手に対して向けられた例が多い。逆に言えば、対談のような基本的に発話を向ける場面条件で、感情形容詞文には、終助詞「よ」や「ね」さらに丁寧語が接続していることがわかる。

例えば、(14)の例で、「楽しいですね。」ば「楽しい？」という相手の問い合わせに対する応答であり、終助詞「ね」だけでなく、丁寧語「です」を伴って聞手に向けられている。

- (14) 中沢：楽しい？

夢枕：楽しいですね。辛いなんて、ウソですね。 (SF)

前節でみた感情の主体が言語形式として明示される例に加え、対談のような聞手が目の前に

「話手／聞手」関係からみた感情形容詞文

存在し、基本的に発話が「向く」場面では、聞手を前提とする終助詞「よ」「ね」あるいは丁寧語を伴う形式によって、発話が聞手に向けられていると分析できる。丁寧語「です・ます」は待遇表現という機能を担うため聞手の存在を必須とする。「です・ます」を伴って発話が聞手に向けられることは理解しやすい。

(15)は小説の会話文の例である。感情主体は明示されていないが、対面する相手の名前を呼んでおり、丁寧語「です」を伴って対面する聞手に発話が向いていることが明らかである。

(15) 「水口さん、何もきかないで下さるから、嬉しいです」

るり子はそれだけは心から言った。

(想い出)

丁寧語「です」を伴う言語形式は聞手に「向く」という観点で説明できる。これらの「向く」例では、次の(16)のように感情主体が明示される例もみられる。ここでは、相手に「山瀬さん」と呼びかけており、丁寧語「です」を伴う「私、嬉しいです」は対面する聞手に向いている。

(16) 「山瀬さん」

「ん？」

「私、嬉しいです。こんなに私のこと考えてくれる人がいて……」 (出逢った)

ここまでをまとめると、次のように整理することができる。感情主体が明示されない形容詞一語文は「聞手の存在」を必須とはしないため、発話が聞手に向かず話手の感情表出となり、主体が明示されている場合は聞手に向く述べ立てである。ただし、感情主体を明示しない場合でも、丁寧語や終助詞「よ」や「ね」などのように「聞手の存在」を必須とする形式の接続によっても聞手に向く述べ立てとなる。

3. 「話手／感情主体」「話手／聞手」からみた感情形容詞文の構造

以上の議論を踏まえ、感情形容詞文の構造を「話手」と「主体」のあり方と、発話場面における「話手」と「聞手」要素の関係によって示し、主体の人称による構造の違いを説明する。

3.1 感情形容詞文の構造—一人称主体

ここで再度、「発話場面」の要素を確認しておく。「発話場面」は、少なくとも「話手」と「聞手」によって構成されるが、この「話手」と「聞手」は言語形式に明示されるものではない。言わば概念的な「話手」と「聞手」であるが、その関係を示すことによって感情形容詞文の「人称制限」のしくみを検証することができる。以下(17)に、感情形容詞文の構造を発話の場における、「話手」「聞手」「感情の主体」の関係で示す。

(17) 【話手 [[感情主体] [感情形容詞]] 聞手】

(17)の構造を基本として、感情形容詞文を整理する。まず、感情の主体が一人称の場合、主体が表示される場合と主体が表示されない場合がある。

(18)は話手「ワタシ」、感情の主体「わたし」で、感情主体「わたし」が言語形式で明示されている。発話が聞手に向くことを【⇒聞手】であらわす。

(18) わたしはうれしい。

【話手：ワタシ¹⁰ [[感情主体：わたし] [感情形容詞：うれしい]] ⇒ 聞手】

一方、(19)では一人称は言語形式として明示されない。この明示されていない一人称は概念

¹⁰ ここでは、言語形式としてあらわれる「わたし」や「うれしい」をひらがなで、言語形式としてあらわれない概念的な話手や形容詞一語文における感情主体は「ワタシ」のようにカタカナで表記する。

的な話手「ワタシ」、同じく感情の主体「ワタシ」で、【話手=ワタシ=感情の主体】である。形容詞一語文では「聞手の存在」を必須とはせず、「現実の場面」に聞手が存在していても聞手には向かない。これを【(聞手)】であらわす。ここでは感情の主体の明示が場面条件により、義務的ではなくなっていると整理できる。

(19) うれしい。

【話手：ワタシ [[感情主体：ワタシ] [感情形容詞：うれしい]]] (聞手)】

なお、例(20)の「うれしいです」は人称が明示されていなくても、丁寧語「です」を伴う形式によって聞手に発話が向く。この場合も例(18)のように感情の主体が明示されて「話手／聞手」関係が顕在化する場合と同じく【⇒聞手】で示す。ただし、聞手に向くという結果は同じでも、「聞手の存在」を顕在化する言語形式が異なる。例(20)と前述の(18)を比較する。

(20) うれしいです。

【話手：ワタシ [[[感情主体：ワタシ] [感情形容詞：うれしい]]

[待遇表現：丁寧語「です']] ⇒ 聞手】

(18) わたしはうれしい。(再掲)

【話手：ワタシ [[感情主体：わたし] [感情形容詞：うれしい]]] ⇒ 聞手】

(18)では感情主体(=話手)の明示によって発話が聞手に向くことを【⇒聞手】で示した。一方、(20)の「うれしいです。」は待遇表現である丁寧語「です」によって「話手／聞手」関係が顕在化され、発話が聞手に向く([⇒聞手])と考えられる。

3.2 「主体」に関わる議論

ここで、文の構造と「主体」の関係に関わる論考を確認しておく。

文の構造を統語的なレベルから A, B, C, D の四段階に分けて文法事象を説明した南(1967)は、以下に示した言語事実から人称の制限は段階 C で起こるとした。

- I 「{私／君／彼女} が読みたい本」のように「～タイ」の文は主語の位置に一人称、二人称、三人称いずれをとっても「本」を修飾することができる。つまり、段階 A 及び B では人称制限が起こらない。
- II 「あなたさえ楽しいなら」「彼がそんなに行きたければ」など、B類従属句「～ナラ」や「～バ」は二人称及び三人称主語をとる感情形容詞文を構成要素にすることができるので、段階 B では人称制限は起きない。
- III C類従属句である「～ガ」や「～カラ」は「君」や「彼ら」を主語とした感情形容詞文を従属句の構成要素にできない。つまり、「人称制限」が問題になるのは段階 C である。

私はもちろんうれしいが、君も喜んでくれるだろう。

* {君／彼ら} はうれしいが、私も喜んでいる。

南(1967)は段階 C の内容上的一般的特徴を、段階 A, 段階 B を経た内容に対する「(なんらかの) 主体の態度」と考え、この主体を仮に「自分」とし、感情形容詞における人称制限的現象は、その「自分」と形容詞の主語にあたる要素とが一致するかしないかによって起こるのではないかという仮説を立てた。この仮説は南(1974, 1993, 2002)に引き継がれている。以下に南(2002)で整理された各階層構造における「主体」の概要を挙げる。

段階 A :「事態主体」動作主、知覚の主体、恒常的または一時的な属性や状態の持ち主など
段階 B :「認定主体」段階 A を経た事態の内容の肯定／否定、現実／非現実、個別／総称(一

般) の判定、空間的、時間的などの条件と事態との関係の認定を行う主体

段階 C: 「態度主体」関与／非関与、ある内容を提示するかしないかという意向の主体

段階 D: 「伝達主体」伝達の場における情報の送り手と受け手

南のこの分析は、文の構造を言語形式によって A, B, C, D に分類し、統語的な相関関係で示しただけでなく、「事態、認定、態度、伝達」という「伝達の構造の中である機能を担う、いわば枠のような概念である (p.470)」四つの主体から捉えた汎用性の高いモデルとなっている。なお、この「主体」の概念の「事態主体」は具体的には「感情形容詞」と「感情主体」の関係、「態度主体」は「話手」と「感情主体」の関係、「伝達主体」は「発話場面」における「話手」と「聞手」の関係にあたると考えられる。

ただし、この論考の段階 D(「伝達主体」) には早い時期から補足説明がされている。南 (1967) は、段階 D では「相手に対する関係がもっぱら問題となる (p.43)」とし、「特定ー不特定¹¹」に言及した。南 (2002) では、情報内容そのものに伝達主体が直接関係を持つとして扱われるか否かという「関与／非関与」(南 (1993) では「直接関与／傍観」) や伝達に関わる諸要因がその伝達の場に存在するものであると扱われているか否かという「現場／非現場」といった観点からも説明が加えられている。例えば、「{私／*君／*彼} はうれしい」では、感情「ウレシイ」の主体 (段階 A 「事態主体」) と内容「(主体ガ) ウレシイ (コト)」を認定する主体 (段階 B 「認定主体」), 断定のモダリティで提示する主体 (段階 C 「態度主体」) が一致して「うれしい」と述べるという関係にあり、全ての条件を満たす「私」以外は非文となる。一方、「彼女はさぞ悲しいだろう」の場合、態度主体「自分」は感情の主体「彼女」とは一致しないが、「～ダロウ」によって発話の内容 (カナシイ) に態度主体が関わらない (「非関与」) ことが示されるため非文にはならないと説明されるのである。

本稿では、感情の主体が二・三人称の場合は通常平叙文の言い切りでは非文とされることを、平叙文の言い切りという発話の条件においては「話手」と「感情の主体」の関係が一致し得ない (つまり [話手 ≠ 感情主体]) ことから導いた。すなわち、(21)のような [話手 ≠ 感情の主体] の文では [話手 : ワタシ] が [感情の主体 : 太郎 (あるいは君)] の感情を「うれしい」と断定の形式で述べることはできないため、非文となるのである。

(21) * {太郎／君} はうれしい。

【話手 : ワタシ [[感情主体 : {太郎／君}] [感情形容詞 : うれしい]]】 ⇒ 聞手】

南の論考による、段階 A 「事態主体」は本稿の「感情の主体」と同様であると考えられる。一方、内容を認定する段階 B 「認定主体」とその発話を (モダリティで) 提示する段階 C 「態度主体」を「話手」が担うのか否か、南の論では明確でない。ただし、ここでの感情主体が二・三人称の場合に [話手 ≠ 感情の主体] という「主体」の不一致が非文になるという説明とは矛盾しない。なお、南の論考に示された段階 D 「伝達主体」の観点は、発話場面における「聞手の存在」に関わる話手の態度や発話が「存在する聞手」に向くか否かという問題とも関係する。

3.3 感情形容詞文の構造—三人称主体

一方、モダリティ形式を伴った三人称主体の感情形容詞文の場合、制限は解除されるとされている。寺村 (1984) は、「ソウダ／ラシイ」で「推量判断のムード」、あるいは「ノダ」によ

¹¹ 南 (1967) は「マア飲メヨ」のように「特定の相手を持つ」ものを「特定」、「ウンコリヤウマイ」「ヨイショ」などひとりごとを含む「不特定の相手を持つ」ものを「不特定」とした。

って「説明的判断のムード」に変わることを「人称制限」が解除される条件の一つに挙げる。この人称制限が「解除」されるしくみを、本稿の「話手」と「聞手」、「話手」と「主体」の関係に加え、情報に対する「判断の主体」と「話手」という枠組みで説明する。

(22) でまず、[話手：ワタシ] が発する情報は [[太郎] が [うれしい]] 状態である。[[話手 ≠ 感情の主体] 判断] で、その判断「～ソウダ」の主体は [話手：ワタシ] である。つまり [話手 = ワタシ = 判断の主体] である。この場合の発話は聞手に向く [⇒ 聞手]。

(22) 太郎はうれしそうだ。

[話手：ワタシ [[感情主体：太郎] [感情形容詞：うれし (い)]] そうだ¹²] ⇒ 聞手]

(23) は対談の例で、[話手：ワタシ] が [[感情の主体：ケインズ] が [感情の対象：シュンペーター] を [嫌い]] という情報を、判断のモダリティ形式「～ラシイ」で述べる。この例も [話手 ≠ 感情の主体]、[話手 = 判断の主体] で、聞手に向く文である。ここに主体の不一致は生じない。

(23) 東畑：ケインズもだいいちシュンペーターなんて嫌いらしい。

(対談)

【話手：ワタシ（東畑）

[[[感情主体：ケインズ] [感情形容詞：(シュンペーターを) 嫌い]] らしい] ⇒ 聞手（小松）]

以上、寺村（1984）が指摘した「人称制限解除」のしくみを、「話手」と「聞手」、「話手」と「主体」の関係に加え、情報に対する「判断の主体」と「話手」という枠組みで検証した。

3.4 「表出」と「述べ立て」

ここまで考察をもとに、「話手」と「感情の主体」、及び「話手」と「聞手」の関係から、感情形容詞文が聞手に向く「表出」になるのか、向かない「述べ立て」になるのかを構造として説明する。

(24) で示したモダリティ形式を伴う「太郎はうれしそうだ。」のような例では、[話手 ≠ 感情主体] の情報を [話手 = ワタシ = 判断主体] の構造をもつモダリティ形式を伴って発する。この場合、発話場面には「聞手が存在」し、聞手に「向く」、ゆえに「述べ立て」である。

(24) 太郎はうれしそうだ。

[話手 ≠ 感情主体] [話手 = 判断主体]

【話手：ワタシ

[判断主体：ワタシ [[感情主体：太郎] [感情形容詞：うれし (い)]] 判断：そうだ]

⇒ 聞手]

(25) のように情報内容の構造は [主体 = 一人称] でもよく、形式としては「話手」が概念の「ワタシ」であるのに対して「感情主体」は言語化された「わたし」([話手：ワタシ ≠ 感情主体：わたし]) である。この場合、一人称についての情報なので通常、「～ダロウ」「～ヨウダ」などが接続しない。<断定>の「述べ立て」である。

(25) わたしはうれしい。

[話手 ≠ 感情主体] [話手 = 判断主体]

【話手：ワタシ

[判断主体：ワタシ [[感情主体：わたし] [感情形容詞：うれしい]] 判断：φ] ⇒ 聞手]

なお、感情形容詞の二人称主体の文は通常、疑問文であり構造としては、(26)の構造が考え

¹² 寺村（1984）では、[ボク [[ボク] [ウレシイ]] ムード (感情表出)] のように [[ボク] [ウレシイ]] という「コト」を「ムード」が包むという構造で説明する。本稿では「コト」と「ムード」についての議論を特に目的とはしないため寺村の論に従って構造を示すことにとどめる。

られる。情報内容の構造は〔主体=二人称〕で、形式としては「話手」が一人称概念の「ワタシ」であるのに対して「感情主体」は言語化された「あなた」（〔話手：ワタシ≠感情主体：あなた〕）である。この場合、二人称についての情報の確認なので通常、上昇調アクセント及び「～ノ」などが接続する＜疑問＞の「述べ立て」である。

- (26) あなたはうれしい?
 [聞手≠感情主体] [聞手=判断主体]
 【話手：ワタシ [判断主体：アナタ [[感情主体：あなた] [感情形容詞：うれしい]]]
 判断：疑問「の（↑）」⇒聞手】

(27)の例は感情形容詞一語文で、発話場面に「聞手の存在」を必須とはせず「聞手」に向かないため、話手の「伝達態度」を示す言語形式は必要ではない。「感情主体」は言語形式で明示されないため、「話手」と同じく概念の「ワタシ」、〔話手=ワタシ=感情主体〕で話手の感情を表出する文である。

- (27) うれしい。
 [話手=感情主体]
 【話手：ワタシ [[感情主体：ワタシ] [感情形容詞：うれしい]] (聞手)]
 次に、「うれしいです。」のような丁寧語「です」を伴った文の構造を確認する。(28)のように情報の内容としては〔話手=感情主体〕であり、丁寧語「です」を伴うことにより「聞手」は発話場面に顕在化され、発話が聞手に向く。その結果、「述べ立て」となる。
 (28) うれしいです。
 [話手=感情主体] [話手=判断主体]
 【話手：ワタシ [判断主体：ワタシ [[感情主体：ワタシ] [感情形容詞：うれしい]]]
 [待遇表現：丁寧語「です']] ⇒聞手】

3.5 テクストのタイプによる「話手」と「感情主体」

ここで、テクストのタイプによる「人称制限」のあり方を指摘した研究を確認しておく。寺村（1971 [1984に再掲]）は、「太郎は蛇が怖かった」のように過去形にすることで「感情表出」のムードが「主張」のムードに変わるために「人称制限」が解除されると説明する。

これに対して金水（1989）は、小説や昔話などの地の文に非過去形で三人称の主語が明示されることから、「語り」においては人称制限が存在しないと説明する。つまり、「小説や昔話などの地の文では、誰の心理状態でも自由に描写できる」のであり「語り」の場合には感情形容詞の人称の制限というものがなく、故に「感情形容詞の主語の人称制限と時制または「た」とはなんら直接的な関係を持たない（p.124）」と、テクストのタイプによる違いを指摘する。

例えば(29)で、「るり子」（三人称）の感情が非過去形の平叙文であらわされている。

- (29) 「やめてよ、二人とも」
るり子は高原にこんな家族を見られたことが恥ずかしくてたまらない。（想い出）

「地の文」における人称制限解除について、益岡（1997）は「小説や物語の世界では、表現者が登場人物の内面に視点を移動してその内的世界の事態を表現することが可能である（p.9）」と説明する。しかし、ある種の語りである「地の文」では、「話手」に制約がなく、語り手なのか登場人物なのか明らかではないため感情形容詞における主体も様々に解釈される。

(30)の例では「つらい」のは「二人（高原とるり子）」であるか、「るり子」であるか、または“読者を含む「われわれ”という一般的な感情主体を想定しているのか、明確ではない。

- (30) カフェテラスを出た二人は、無言で神田川沿いの道を歩いた。
 夜風が春の匂いをさせている。春に淋しいことがあるのはつらい。季節が力を失つ

ていく秋よりも、華やぐ春に淋しいことがあるのは、つらい。

別れ道が来た。

るり子は高原を見た。

高原もるり子を見た。

(想い出)

小説全体の「全能の視点」つまり「話手（書き手）」の感情を表出するかのように「聞手（読み手）」に感じさせる効果が生じる。「話手」と「主体」の関係からみると、「地の文」はテクストの性質として発話場面における「話手」と「主体」の関係に制約がないため、どの「視点」も取り得ると説明できる。感情主体を明確にしない、こうした技法によって所謂「全能の視点」の解釈が生じるしくみも、テクストを「発話場面」としてその場面の「話手」と言語形式にあらわれる「主体」との関係から分析することにより、文体の違いとしてではなく、文法のあり方として体系的に説明することができる。

3.6 感情形容詞文の「人称表現」という現象

ここまで、感情形容詞文の「人称制限」という現象を言語形式における感情主体と話手、話手と聞手という関係から構造的に示し、発話場面における条件を加えて分析した。例えば「うれしい。」のように、主体が言語形式で明示されない感情形容詞一語文は〔話手=主体〕で「聞手の存在」を前提とはしていないため、現実には聞手が存在していても話手が感情を表出するのみである。一方、「わたしはうれしい。」のように主体が明示される場合は「聞手の存在」を前提としており、発話場面に存在する聞手に発話が向く。この場合に〔話手≠主体〕である「太郎」を主体とした言い切りの「太郎はうれしい。」は非文となる。言語現象を「話手」「聞手」及び「感情の主体」との関係から考察することにより、人称が「制限」されるのではなく、言語形式にあらわれる話手と感情の主体の関係が、発話場面において条件付けられているということが説明できるのである。

4 言語形式と意味機能

最後に、本稿の立場は、感情形容詞文にとどまらず述語文全般の発話場面における意味機能の発現に適用できることを、山岡（2008）を援用しながらみておく。

4.1 「発話機能論」と「モダリティ論」

山岡（2008）は、「今日の言語学において、文形式を、叙述内容を表す命題（proposition）とそれに対する話者の心的態度を表すモダリティ（modality）の二者に区別する考え方是一般的である」とした上で、「日本語のモダリティ論は《命令》、《意志》、《勧誘》など、「命題に対する話者の心的態度」と言うより、「相手に対する話者の心的態度」、すなわち本来、発話機能というべき意味内容をもった言語形式を積極的にモダリティとして取り入れており、その結果、他言語のモダリティ論に比べて発話機能志向が強くなっている（p.16）」と指摘する。しかし、発話機能論は、「会話分析」のように対人関係に果たした機能を抽出して名称を与える記述文法と、言語教育における発話生成の理論的枠組みである機能文法という対称的な枠組みまでを含みながら、ともに「機能の側」からの出発で「完全に語用論の側」にあり、「あくまでも構文論」であるモダリティ論とは大きな隔たりがあると位置づける。

「話手／聞手」関係からみた感情形容詞文

4.2 「発話の機能」としての「表出」と「述べ立て」

山岡（2008）の指摘を踏まえ、本稿では文の構造に「話手」と「聞手」の関係を鍵概念とした「発話場面」の構造という観点を導入し、言語形式と言語形式によって「話手／聞手」関係に生じる「機能」を含んでの「意味」、すなわち「意味機能」の関係を単位とし、その組み合わせによる結果を「発話の機能」として説明する。感情形容詞文の構造を表1に示しておく。

ここで、「情報内容」として感情形容詞文の「話手」と「感情主体」の関係を〔話手=感情主体〕あるいは〔話手≠感情主体〕と示す。なお、現象として主体の表示が「有／無」を構造としては「要／不要」の対立とする。さらに「伝達態度」としてモダリティの言語形式とその機能、及び「話手」と「判断主体」の関係を示す。そして、「発話場面」における「話手」と「聞手」の関係を分析し、これらの要素の総合的な関係の結果として、「表出」と「述べ立て」を導き出すという分析方法を提示するものである。

〈表1. 「表出」と「述べ立て」の構造〉

情報内容		伝達態度		「発話場面」の条件		発話の機能
主 体 明 示	「話手」と 「感情主体」の関係	言語形式 <機能>	「話手」と 「判断主体」の関係	「話手」と 「聞手」の関係		表出／ 述べ立て
				「聞手」	向く／ 向かない	
不 要	〔話手=感情主体〕	—	—	必須で はない	向かない	⇒表出
要	〔話手=感情主体〕	φ <断定>	〔話手=判断主体〕	必須	向く	⇒述べ立て
要	〔話手≠感情主体〕	一カ？(↑) 一ノ？(↑) <疑問>	〔話手=判断主体〕	必須	向く	⇒述べ立て
要	〔話手≠感情主体〕	～ヨウダ ～ソウダ ～ラシイ <推量>	〔話手=判断主体〕	必須	向く	⇒述べ立て
不 要	〔話手=感情主体〕	丁寧語 「です」 <待遇>	〔話手=判断主体〕	必須	向く	⇒述べ立て

なお、例えば電話の会話の場面では、発話場面として対面はしていないが現実には聞手が存在する。その聞手に対して、話手が明示されない一語文を「向ける」ことは可能であり、そこに何らかの「発話効果」が生じることがある。例(31)で、〔話手=主体〕の一語文「会いたい」は言語形式の持つ意味機能としては、「聞手の存在」が必須ではなく、「聞手」に向かないが、話手は「現実には電話の向こうに存在する」聞手に向けることができる。

(31) 「会って話したい」

「でも、……」

「会いたい」

「いいわ」

(想い出)

「発話機能」として分析するならば、話手の〈願望表出〉による聞手への《行為要求》と説明

できるものであろう。本稿での「発話場面」の条件は言語形式の持つ意味機能の一要素であり、「現実」の発話場面における「聞手の存在」や、話手が操作によって発話を「向ける」といった、「語用論的」な要因とは異なるが、本来「向かない」ものを「向ける」という話手の「操作」によって生じる効果として一般化が可能であると考える。

5. おわりに

本稿では、感情形容詞文を話手と主体の関係、話手と聞手の関係、及び発話場面における「聞手の存在」や聞手に「向く／向かない」といった場面的条件から分析し、その言語形式のもつ意味機能の総合的な関係の結果として、「表出」と「述べ立て」を導き出すという分析方法を提示した。本研究は、日本語の「人称」が、例えば印欧諸語の人称代名詞のように格関係の表示機能や統語的・形態的な一致現象といった体系をもつものではなく、様々な言語形式に文法として関わる「話手／聞手」(及び「主体」)の相関関係の体系として観察されることを議論の出発点としている。感情形容詞文の「人称制限」の問題を、発話場面における話手と聞手の関わり方という条件を加えた「文の構造」から整理することによって、形式と意味の関係として体系的に示した。これは、言語形式と意味機能を定義づけて説明することが可能になることを示したものであると同時に、「話手／聞手」関係のありようが言語表現にあらわされることを示したものである点で、構文的な分析方法である。

引用文献

- 東 弘子 (1999) 「感情表出文」『自然言語処理』6-4, 言語処理学会, 45-65
 荒 正子 (1989) 「形容詞の意味的なタイプ」言語学研究会『ことばの科学3』むぎ書房
 加藤 淳 (2008) 「終助詞「よ／ね／な／か」の対立的意味機能—発話場面における「聞手の存在」を指標として—」『日本語用論学会第11回大会発表論文集』4, 23-30
 神尾昭雄 (1990) 『情報のなわ張り理論—言語の機能的分析—』大修館書店
 川端善明 (1983) 「文の構造と種類—形容詞文—」『日本語学』2-5, 128-134
 金水 敏 (1989) 「報告についての「覚書」」『日本語のモダリティ』くろしお出版, 121-129
 寺村秀夫 (1973) 「感情表現のシンタクス—高次の文による分析の一例—」『月刊言語』2-2, 98-106
 寺村秀夫 (1984) 『日本語のシンタクスと意味』くろしお出版
 益岡隆志 (1997) 「表現の主観性」『視点と言語行動』くろしお出版, 1-11
 南不二男 (1967) 「文の意味についての二三のおぼえがき」『国語研究』24, 28-46
 南不二男 (1974) 『現代日本語の構造』大修館書店
 南不二男 (1993) 『現代日本語文法の輪郭』大修館書店
 南不二男 (2002) 「談話の性格と人称制限」『近代語研究第11集』武蔵野書店, 458-471
 山岡政紀 (2008) 『発話機能論』くろしお出版

資料（※本文中に用例の出典は下線部を省略として記入した。）

内館牧子『想い出にかわるまで』『…ひとりでいいの』『出逢った頃の君でいて』

中島真奈美『家族のたからもの一夫・カンニング中島が遺した最期の日記—』

脚本：伴一彦「うちの子にかぎって」(BAN IS FOR BAN <http://www.plala.or.jp/ban/index.html>)

電子資料：「対談東畑精一—農業と農学と農政と—」「SFって何だっけ?」「SF川柳《パロディ篇》」「どう変わる?未来の男女関係」(総合研究大学大学院小松左京コーパス作成委員会作成)